

事業所排水の水質基準一覧表

(令和7年4月1日現在)

【留意事項】

- 1 この一覧表は、神奈川県内（横浜市及び川崎市域を除く。）において適用される、水質汚濁防止法（同法第3条第3項の規定に基づく上乗せ条例を含む。）及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく排水基準（事業所から公共用水域に排出される水に関する基準）の概要をまとめたものです。
- 2 水質汚濁防止法の排水基準は、同法に定める特定施設を設置する事業所に適用され、神奈川県生活環境の保全等に関する条例の排水基準は畜舎を除く全ての事業所に適用されます。
- 3 生活環境項目に関する基準のうち、窒素含有量及び燐含有量に関する基準は、東京湾、相模湖、津久井湖、丹沢湖、宮ヶ瀬湖及び芦ノ湖並びにこれに接続し、流入する河川及び水路に排水を排出する事業所にのみ適用されます。

【基準一覧表で使用する公共用水域の水域区分の説明】

甲水域 (p32の図を参照)	次に掲げる河川(その支派川を含む。)及びこれに接続し、流入する水路の水域をいう。 (1) 千歳川(アゲジ沢との合流点から上流の区域) (2) 新崎川(東海道新幹線新崎川鉄橋の上流端から上流の区域) (3) 早川 (4) 酒匂川(飯泉取水堰から上流の区域) (5) 金目川(土屋橋上流端から上流の区域) (6) 相模川(寒川取水堰から上流の区域)
水質保全湖沼	次に掲げる湖沼及びこれに接続し、流入する河川及び水路の水域をいう。 (1) 芦ノ湖 (2) 丹沢湖 (3) 津久井湖 (4) 相模湖 (5) 奥相模湖 (6) 宮ヶ瀬湖
乙水域	甲水域及び海域を除く水域をいう。
海域	

I 一日あたりの排水量が 50 m³以上の一般事業所(旅館、畜舎以外の事業所)に係る基準

事業所の区分		有害物質に関する基準	生活環境項目に関する基準					
			BOD COD SS	pH等	金属類等	窒素・燐		
						東京湾流域	湖沼流域	
1	下記2～4のいずれにも該当しない事業所	表 I-1 (p4)	表 I-2-1 (p8)	表 I-3 (p11)	表 I-4 (p12)	表 I-5-1 (p13)	表 I-5-2 (p14)	
2	下水道終末処理場 (下水道法第2条第6号に規定する終末処理場)	表 I-1 (p4)	表 I-2-2 (p8)	表 I-3 (p11)	表 I-4 (p12)	表 I-5-1 (p13)	表 I-5-2 (p14)	
3	し尿処理場(廃棄物処理法第8条に基づく一般廃棄物処理施設であるし尿処理施設を設置する事業所)	表 I-1 (p4)	表 I-2-2 (p8)	表 I-3 (p11)	表 I-4 (p12)	表 I-5-1 (p13)	表 I-5-2 (p14)	
4	し尿その他生活に起因する下水のみを排出する事業所(上記2又は3に該当するものを除く。)	(1) 501 人槽以上の浄化槽を設置する事業所	表 I-1 (p4)	表 I-2-3 (p9)	表 I-3 (p11)	表 I-4 (p12)	表 I-5-1 (p13)	表 I-5-2 (p14)
		(2) 東京湾流域に 201 人槽以上 500 人槽以下の浄化槽を設置する事業所	表 I-1 (p4)	表 I-2-4 (p9)	表 I-3 (p11)	表 I-4 (p12)	表 I-5-1 (p13)	
		(3) 500 人槽以下の浄化槽を設置する事業所(上記(2)に該当するものを除く。)	表 I-1 (p4)	表 I-2-5 (p10)	表 I-3 (p11)	表 I-4 (p12)	表 I-5-1 (p13)	表 I-5-2 (p14)

II 一日あたりの排水量が 50 m³未満の一般事業所(旅館、畜舎以外の事業所)に係る基準

事業所の区分		有害物質に関する基準	生活環境項目に関する基準			
			BOD COD SS	pH等	金属類等	
1	下記2～4のいずれにも該当しない事業所	表 II-1 (p15)	表 II-2-1 (p15)	表 II-3 (p17)	表 II-4 (p18)	
2	染色整理業に属する事業所	表 II-1 (p15)	表 II-2-2 (p15)	表 II-3 (p17)	表 II-4 (p18)	
3	【付表】に掲げる業種に属する事業所(4に該当するものを除く。)	(1) 平成 10 年4月 1 日前までに設置された事業所	表 II-1 (p15)	表 II-2-3 (p16)	表 II-3 (p17)	表 II-4 (p18)
		(2) 平成 10 年4月1日以降に設置され、一日あたりの排水量が 20 m ³ 未満である事業所	表 II-1 (p15)	表 II-2-3 (p16)	表 II-3 (p17)	表 II-4 (p18)
4	し尿その他生活に起因する下水のみを排出する事業所	(1) 50 人槽以下の浄化槽のみを設置する事業所	表 II-1 (p15)	表 II-2-3 (p16)	表 II-3 (p17)	表 II-4 (p18)
		(2) 51 人槽以上 500 人槽以下の浄化槽を設置する事業所	表 II-1 (p15)	表 II-2-4 (p17)	表 II-3 (p17)	表 II-4 (p18)

【付表】(日本標準産業分類に定める分類のうち、次に掲げる分類に係る業種)

1 製造業のうち、次に掲げる分類
(1) 食料品製造業
(2) 飲料・たばこ・飼料製造業のうち、次に掲げる分類を除いたもの
ア 管理、補助的経済活動を行う事業所(10 飲料・たばこ・飼料製造業)(イに係るものに限る。)
イ たばこ製造業
2 情報通信業のうち、次に掲げる分類を除いたもの
(1) 通信業
(2) 映像・音声・文字情報制作業のうち、次に掲げる分類
ア 管理、補助的経済活動を行う事業所(41 映像・音声・文字情報制作業)(イ及びウに係るものに限る。)
イ 新聞業
ウ 出版業
3 電気・ガス・熱供給・水道業のうち、次に掲げる分類
(1) 管理、補助的経済活動を行う事業所(33 電気業)((2)に係るものに限る。)
(2) 電気小売業
(3) 管理、補助的経済活動を行う事業所(34 ガス業)((4)に係るものに限る。)
(4) ガス小売業
4 運輸業、郵便業のうち、次に掲げる分類
(1) 管理、補助的経済活動を行う事業所(48 運輸に附随するサービス業)((2)に係るものに限る。)
(2) レッカー・ロードサービス業
5 卸売業、小売業

- 6 不動産業、物品賃貸業のうち、次に掲げる分類
- (1) 不動産賃貸業・管理業のうち、次に掲げる分類
- ア 管理、補助的経済活動を行う事業所(69 不動産賃貸業・管理業)(イに係るものに限る。)
- イ 駐車場業
- (2) 物品賃貸業
- 7 学術研究、専門・技術サービス業
- 8 宿泊業、飲食サービス業
- 9 生活関連サービス業、娯楽業のうち、次に掲げる分類を除いたもの
- (1) 管理、補助的経済活動を行う事業所(79 その他の生活関連サービス業)((2)に係るものに限る。)
- (2) 旅行業
- 10 教育、学習支援業
- 11 医療、福祉
- 12 複合サービス事業(協同組合(他に分類されないもの)に限る。)
- 13 サービス業(他に分類されないもの)のうち、次に掲げる分類を除いたもの
- (1) 管理、補助的経済活動を行う事業所(88 廃棄物処理業)((2)に係るものに限る。)
- (2) 廃棄物処理業(廃棄物の最終処分場に係るものに限る。)

Ⅲ 旅館業に属する事業所に係る基準

事業所の区分		有害物質に関する基準	生活環境項目に関する基準				
			BOD COD SS	pH等	金属類等	窒素・磷	
						東京湾流域	湖沼流域
1	設置時期が昭和49年12月1日以前であって、501人槽以上の浄化槽を設置する事業所	表Ⅲ-1 (p19)	表Ⅲ-2-1 (p21)	表Ⅲ-3-1 (p23)	表Ⅲ-4-1 (p25)	表Ⅲ-5-1 (p27)	表Ⅲ-5-2 (p27)
2	一日あたりの排水量が100m ³ 以上の事業所(上記1に該当するものを除く。)	表Ⅲ-1 (p19)	表Ⅲ-2-2 (p21)	表Ⅲ-3-1 (p23)	表Ⅲ-4-1 (p25)	表Ⅲ-5-1 (p27)	表Ⅲ-5-2 (p27)
3	一日あたりの排水量が50m ³ 以上の事業所(上記1~2のいずれかに該当するものを除く。)	表Ⅲ-1 (p19)	表Ⅲ-2-3 (p22)	表Ⅲ-3-1 (p23)	表Ⅲ-4-1 (p25)	表Ⅲ-5-1 (p27)	表Ⅲ-5-2 (p27)
4	設置時期が平成10年4月1日以後であって、一日あたりの排水量が20m ³ 以上50m ³ 未満の事業所	表Ⅲ-1 (p19)	表Ⅲ-2-4 (p22)	表Ⅲ-3-2 (p24)	表Ⅲ-4-2 (p26)		
5	上記1~4のいずれにも該当しない事業所	表Ⅲ-1 (p19)	表Ⅲ-2-5 (p23)	表Ⅲ-3-2 (p24)	表Ⅲ-4-2 (p26)		

Ⅳ 畜舎^(注)に係る基準

事業所の区分		有害物質に関する基準	生活環境項目に関する基準				
			BOD COD SS	pH等	金属類等	窒素・磷	
						東京湾流域	湖沼流域
1	一日あたりの排水量が50m ³ 以上の畜舎 ^(注)	表Ⅳ-1 (p28)	表Ⅳ-2 (p29)	表Ⅳ-3-1 (p30)	表Ⅳ-4 (p31)	表Ⅳ-5-1 (p31)	表Ⅳ-5-2 (p31)
2	排水量50m ³ 日未満の畜舎 ^(注) であって、総面積が、300m ² 以上の豚房施設又は200m ² 以上の牛房施設のみを設置するもの	表Ⅳ-1 (p28)	表Ⅳ-2 (p29)	表Ⅳ-3-2 (p30)			
3	上記1又は2のいずれにも該当しない畜舎 ^(注)	表Ⅳ-1 (p28)					

注 ここていう畜舎は、次のいずれかの施設を設置するものに限ります。

- ・豚房施設(総面積が50m²以上のもの)
- ・牛房施設(総面積が200m²以上のもの)
- ・馬房施設(総面積が500m²以上のもの)

I 一日あたりの排水量が 50 m³以上の一般事業所

表 I-1 有害物質に関する基準 (一般事業所)

単位(mg/L)

項目	水質汚濁防止法						県生活環境の保全等に関する条例							
	甲水域(p1 参照)				乙水域 (p1 参照)	海域	甲水域(p1 参照)						乙水域 (p1 参照)	海域
	水質保全湖沼		水質保全湖沼 以外の水域				水質保全湖沼			水質保全湖沼 以外の水域				
	新設 (注1)	新設 以外	新設 (注1)	新設 以外	新設(注2) 特定業種 (p6,7)	新設(注2) 特定業種 以外	新設 以外	新設(注2) 特定業種 (p6,7)	新設(注2) 特定業種 以外	新設 以外				
カドミウム及びその化合物	0.03	検出されないこと	検出されないこと	0.03	0.03	0.03	排出禁止	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	0.03	0.03	0.03	
シアン化合物	1	0.5	1	0.5	1	1	排出禁止	0.5	0.5	排出禁止	0.5	0.5	1	1
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPN)	1	検出されないこと	検出されないこと	0.2	0.2	0.2	排出禁止	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	0.2	0.2	0.2	
鉛及びその化合物	0.1	0.05	0.05<0.1> (注3)	0.1	0.1	0.1	排出禁止	0.05	0.05	0.05<0.1> (注3)	0.1	0.1	0.1	
六価クロム化合物	0.2<0.5> (注11)	0.02	0.02	0.2<0.5> (注11)	0.2<0.5> (注11)	0.2<0.5> (注11)	排出禁止	0.02	0.02	0.02	0.2<0.5> (注11)	0.2<0.5> (注11)	0.2<0.5> (注11)	
砒素及びその化合物	0.1	0.01	0.01<0.05> (注3)	0.1	0.1	0.1	排出禁止	0.01 (注4)	0.01 (注4)	0.01<0.05> (注3,4)	0.1 (注4)	0.1 (注4)	0.1 (注4)	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	排出禁止	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	
アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	排出禁止	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	
ポリ塩化ビフェニル	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	排出禁止	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	
トリクロロエチレン	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	排出禁止	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	
テトラクロロエチレン	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	排出禁止	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	
ジクロロメタン	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	排出禁止	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	
四塩化炭素	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	排出禁止	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	
1,2-ジクロロエタン	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	排出禁止	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	
1,1-ジクロロエチレン	1	1	1	1	1	1	排出禁止	1	1	1	1	1	1	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	排出禁止	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	
1,1,1-トリクロロエタン	3	3	3	3	3	3	排出禁止	3	3	3	3	3	3	
1,1,2-トリクロロエタン	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	排出禁止	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	
1,3-ジクロロプロペン	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	排出禁止	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	
チウラム	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	排出禁止	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	
シマジン	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	排出禁止	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	
チオベンカルブ	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	排出禁止	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	
ベンゼン	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	排出禁止	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	
セレン及びその化合物	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	排出禁止	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	
ほう素及びその化合物	10 (注6)	10 (注6)	10 (注6)	10 (注6)	10 (注6)	230 (注6)	排出禁止<10> (注5)	10 (注6)	10 (注6)	10 (注6)	10 (注6)	10 (注6)	230 (注6)	
ふっ素及びその化合物	8 (注6)	0.8 (注6)	0.8<8> (注6,7)	8 (注6)	8 (注6)	15 (注6)	排出禁止	0.8 (注6)	0.8 (注6)	0.8 (注6)	8 (注6)	8 (注6)	15 (注6)	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物(注8)	100	100	100	100	100	100	排出禁止<100> (注9)	100	100	100	100	100	100	

1,4-ジオキサン	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5 <10> (注10)	0.5 <10> (注10)	0.5 <10> (注10)	0.5 <10> (注10)	0.5 <10> (注10)	0.5 <10> (注10)
-----------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

備考1 「排出禁止」と記載されているものは、県生活環境の保全等に関する条例により、p6～7に記載する「特定業種」に該当する事業所において有害物質を製造し、使用し、処理し、又は保管する作業に係る排水の排出が禁止されていることを示します。

※条例の施行の際現に有害物質の製造、使用等を行なっている場合には、当該規定が適用されない場合があります。

備考2 廃棄物の最終処分場のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理施設の設置許可又は設置届出（平成4年7月の許可制度導入前に行われたもの）の対象でないもの（いわゆる旧処分場）については、「排出禁止」と記載されている欄に係るものを除き、県生活環境の保全等に関する条例の基準は適用されません。

注1 水質汚濁防止法における「新設」とは、昭和46年11月1日（水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）第1条の改正により定められた特定施設に係る場合にあつては、当該特定施設が定められた日をいう。）以後に設置する特定事業場（同日前から建設工事中のものを除く。）を示します。

注2 県生活環境の保全等に関する条例における「新設」とは、昭和46年9月11日以後に設置した事業所（同日前から建設工事中のものを除く。）を示します。ただし、廃棄物の最終処分場にあつては昭和62年9月10日以後に設置したもの（同日前から建設工事中のものを除く。）を示します。

注3 平成7年2月1日前に設置されている事業所及び同日前から建設工事中の事業所については、鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物について〈 〉内の基準が適用されます。

注4 昭和49年12月1日において現にゆう出している温泉（温泉法第2条第1項に規定するものをいう。）を利用する事業所に係る排水については、砒素及びその化合物に関する基準は適用されません。

注5 公共下水道に排水を排出することができない地域において温泉（温泉法第2条第1項に規定するものをいう。）を利用する事業者については、ほう素及びその化合物に係る排出禁止規定は適用されず、〈 〉内の基準が適用されます。

なお、注6の暫定排水基準が適用される場合は、上記に関わらず暫定排水基準が基準として適用されます。

注6 物質の種類毎に次の表の業種その他の区分に属する事業所については、排水基準として「暫定排水基準」欄の数値が当分の間適用されます。

		単位 (mg/L)
物質の種類	業種又はその他の区分	暫定排水基準
ほう素及びその化合物	温泉を利用する事業所	300
ふっ素及びその化合物	昭和49年12月1日において現に湧出している温泉（自然に湧出しているもの（掘削により湧出させたものを除く。以下同じ。）を除く。）を利用する事業所	30
	昭和49年12月1日において現に湧出している温泉（自然に湧出しているものに限る。）を利用する事業所	50

※この表は、県生活環境の保全等に関する条例で規定する暫定排水基準を記載したものであり、水質汚濁防止法では上記以外の物質の種類又は業種等についても暫定排水基準が定められているものがあります。また表中の温泉を利用する事業所に係る暫定排水基準の適用は、水質汚濁防止法においては、旅館業に属する事業所のみを対象としています。

注7 平成14年7月1日前に設置されている事業所又は同日前から建設工事中の事業所であつて、1日あたりの平均的な排水の量が50 m³未満である特定事業場については、ふっ素及びその化合物について〈 〉内の基準が適用されます。

なお、注6の暫定排水基準が適用される場合は、上記に関わらず暫定排水基準が基準として適用されます。

注8 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物については、アンモニア性窒素に0.4を乗じたものと亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量で規制されます。

注9 し尿その他生活に起因する下水、家畜排せつ物又は肥料の施用に係る排水については、アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物について、排出禁止規定は適用されず、100mg/Lの排水基準が適用されます。

注10 平成25年7月31日において現に設置されている廃棄物の最終処分場については、当分の間、1,4-ジオキサンについて〈 〉内の基準が適用されます。

注 11 電気めっき業に属する事業所については、令和 9 年 3 月 31 日まで六価クロム化合物について〈 〉内の基準が適用されます。

※「特定業種」について（表Ⅰ－１、表Ⅰ－４、表Ⅱ－４関係）

1 「アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物」以外の物質に係る特定業種

日本標準産業分類に定める分類のうち、次に掲げる分類に係る業を営む者

1	製造業
2	電気・ガス・熱供給・水道業のうち、次に掲げる分類を除いたもの (1) 管理、補助的経済活動を行う事業所（33 電気業）（(2)に係るものに限る。） (2) 電気小売業（事業者向けのものに限る。） (3) 管理、補助的経済活動を行う事業所（34 ガス業）（(4)に係るものに限る。） (4) ガス小売業（導管による事業所向けのものに限る。）
3	情報通信業のうち、次に掲げる分類 (1) 通信業 (2) 映像・音声・文字情報制作業のうち、次に掲げる分類 a 管理、補助的経済活動を行う事業所（41 映像・音声・文字情報制作業）（b、c及びdに係るものに限る。） b 音声情報制作業 c 新聞業 d 出版業
4	運輸業、郵便業
5	卸売業、小売業のうち、次に掲げる分類 (1) 各種商品卸売業 (2) 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 (3) 機械器具卸売業 (4) 各種商品小売業のうち、次に掲げる分類 a 管理、補助的経済活動を行う事業所（56 各種商品小売業）（b及びcに係るものに限る。） b ドラッグストア c ホームセンター（電気機械器具小売業(中古品を除く)、電気事務機械器具小売業(中古品を除く)及びその他の機械器具小売業、家具・建具・畳小売業並びにじゅう器小売業に係るものを除く。） (5) 機械器具小売業のうち、次に掲げる分類を除いたもの a 管理、補助的経済活動を行う事業所（59 機械器具小売業）（b、c及びdに係るものに限る。） b 電気機械器具小売業（中古品を除く） c 電気事務機械器具小売業（中古品を除く） d その他の機械器具小売業 (6) その他の小売業のうち、次に掲げる分類を除いたもの a 管理、補助的経済活動を行う事業所（60 その他の小売業）（b及びcに係るものに限る。） b 家具・建具・畳小売業 c じゅう器小売業
6	不動産業、物品賃貸業（物品賃貸業に限る。）
7	学術研究、専門・技術サービス業のうち、次に掲げる分類 (1) 学術・開発研究機関 (2) 技術サービス業（他に分類されないもの）のうち、次に掲げる分類 a 管理、補助的経済活動を行う事業所（74 技術サービス業）（b、c、d及びeに係るものに限る。） b 商品・非破壊検査業 c 計量証明業 d 写真業 e その他の技術サービス業
8	生活関連サービス業、娯楽業のうち、次に掲げる分類 (1) 洗濯・理容・美容・浴場業 (2) その他の生活関連サービス業

9	<p>教育、学習支援業のうち、次に掲げる分類</p> <p>(1) 管理、補助的経済活動を行う事業所 (81 学校教育) ((イ)及び(ウ)に係るものに限る。)</p> <p>(2) 高等教育機関</p> <p>(3) 専修学校、各種学校</p> <p>(4) 管理、補助的経済活動を行う事業所 (82 その他の教育、学習支援業) ((オ)及び(カ)に係るものに限る。)</p> <p>(5) 職業・教育支援施設</p> <p>(6) 他に分類されない教育、学習支援業</p>
10	<p>医療、福祉のうち、次に掲げる分類</p> <p>(1) 医療業</p> <p>(2) 保健衛生</p> <p>(3) 社会保険・社会福祉・介護事業のうち、次に掲げる分類</p> <p>a 管理、補助的経済活動を行う事業所 (85 社会保険・社会福祉・介護事業) (b及びcに係るものに限る。)</p> <p>b 介護老人保健施設</p> <p>c 介護医療院</p>
11	複合サービス事業
12	<p>サービス業 (他に分類されないもの)のうち、次に掲げる分類</p> <p>(1) 自動車整備業</p> <p>(2) 機械等修理業 (別掲を除く)</p> <p>(3) 職業紹介・労働者派遣業</p> <p>(4) その他の事業サービス業</p>

2 「アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物」に係る特定業種

日本標準産業分類に定める分類のうち、次に掲げる分類に係る業を営む者

1	<p>製造業のうち、次に掲げる分類</p> <p>(1) 繊維工業のうち、次に掲げる分類</p> <p>a 管理、補助的経済活動を行う事業所 (11 繊維工業) (bに係るものに限る。)</p> <p>b 化学繊維製造業</p> <p>(2) 化学工業</p> <p>(3) 石油製品・石炭製品製造業</p> <p>(4) 鉄鋼業</p> <p>(5) 非鉄金属製造業</p> <p>(6) 金属製品製造業</p> <p>(7) はん用機械器具製造業</p> <p>(8) 生産用機械器具製造業</p> <p>(9) 業務用機械器具製造業</p> <p>(10) 電子部品・デバイス・電子回路製造業</p> <p>(11) 電気機械器具製造業</p> <p>(12) 情報通信機械器具製造業</p> <p>(13) 輸送用機械器具製造業</p> <p>(14) その他の製造業のうち、次に掲げる分類</p> <p>a 管理、補助的経済活動を行う事業所 (32 その他の製造業) (b及びcに係るものに限る。)</p> <p>b 時計・同部分品製造業</p> <p>c 眼鏡製造業 (枠を含む)</p>
2	<p>電気・ガス・熱供給・水道業のうち、次に掲げる分類を除いたもの</p> <p>(1) 管理、補助的経済活動を行う事業所 (33 電気業) ((2)に係るものに限る。)</p> <p>(2) 電気小売業</p> <p>(3) 管理、補助的経済活動を行う事業所 (34 ガス業) ((4)に係るものに限る。)</p> <p>(4) ガス小売業</p>

表 I-2-1 BOD、COD、SSに関する基準 (その1:一般事業所)

単位(mg/L)

項目	水質汚濁防止法								県生活環境の保全等に関する条例							
	甲水域(p1 参照)				乙水域 (p1 参照)		海域		甲水域(p1 参照)				乙水域 (p1 参照)		海域	
	水質保全湖沼		水質保全湖沼 以外の水域		新設 (注1)	新設 以外	新設 (注1)	新設 以外	水質保全湖沼		水質保全湖沼 以外の水域		新設 (注2)	新設 以外	新設 (注2)	新設 以外
	新設 (注1)	新設 以外	新設 (注1)	新設 以外					新設 (注2)	新設 以外	新設 (注2)	新設 以外				
生物化学的酸素 要求量(BOD)	5 [3]	20 [15]	15 [10]	25 [20]	25 [20]	60 [50]			5	20	15	25	25	60	25	60
化学的酸素要求 量(COD)	5 [3]	20 [15]	15 [10]	25 [20]	25 [20]	60 [50]	25 [20]	60 [50]	5	20	15	25	25	60	25	60
浮遊物質(SS)	15 [5]	50 [35]	35 [20]	70 [40]	70 [40]	90 [70]	70 [40]	90 [70]	15	50	35	70	70	90	70	90

備考1 []内の値は、日間平均を示します。

備考2 水質汚濁防止法の生物化学的酸素要求量に係る基準は、湖沼及び海域以外の公共用水域に排出される排水について適用され、化学的酸素要求量に係る基準は、湖沼又は海域に排出される排水について適用されます。

備考3 水質汚濁防止法について、501人槽以上の浄化槽のみが設置されていた特定事業場に、他の特定施設が追加された場合(法改正により既存施設が特定施設に該当することとなった場合を含む。)にあっては、表I-2-3の基準が適用されます。

備考4 廃棄物の最終処分場のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理施設の設置許可又は設置届出(平成4年7月の許可制度導入前に行われたもの)の対象でないもの(いわゆる旧処分場)については、県生活環境の保全等に関する条例は適用されません。

注1 水質汚濁防止法における「新設」とは、昭和46年11月1日(水質汚濁防止法施行令第1条の改正により新たに定められた特定施設に係る場合)にあっては、当該特定施設が定められた日をいう)以後に設置する特定事業場(同日前から建設工事中のものを除く。)を示します。

注2 県生活環境の保全等に関する条例における「新設」とは、昭和46年9月11日以後に設置した事業所(同日前から建設工事中のものを除く。)をいう。ただし、廃棄物の最終処分場にあっては昭和62年9月10日以後に設置したもの(同日前から建設工事中のものを除く。)を示します。

表 I-2-2 BOD、COD、SSに関する基準 (その2:下水道終末処理場及びし尿処理場)

単位(mg/L)

項目	水質汚濁防止法	県生活環境の保全等に関する条例
生物化学的酸素要求量(BOD)	25 [20]	25
化学的酸素要求量(COD)	25 [20]	25
浮遊物質(SS)	70 [50]	70

備考1 []内の値は、日間平均を示します。

備考2 水質汚濁防止法の生物化学的酸素要求量に係る基準は、湖沼及び海域以外の公共用水域に排出される排水について適用され、化学的酸素要求量に係る基準は、湖沼又は海域に排出される排水について適用されます。

備考3 下水道終末処理施設又はし尿処理施設以外の施設が設置される場合は、異なる基準が適用される場合がありますので、窓口に御相談ください。

表 I-2-3 BOD、COD、SSに関する基準（その3：し尿その他生活に起因する下水のみを排出し、501人槽以上の浄化槽を設置する事業所）

単位 (mg/L)

項目	水質汚濁防止法		県生活環境の保全等に関する条例	
	新設(注1)	新設以外	新設(注2)	新設以外
生物化学的酸素要求量(BOD)	25 [20]	40 [30]	25	40
化学的酸素要求量(COD)	25 [20]	40 [30]	25	40
浮遊物質(SS)	70 [50]	80 [60]	70	80

備考1 []内の値は、日間平均を示します。

備考2 水質汚濁防止法の生物化学的酸素要求量に係る基準は、湖沼及び海域以外の公共用水域に排出される排水について適用され、化学的酸素要求量に係る基準は、湖沼又は海域に排出される排水について適用されます。

注1 水質汚濁防止法における「新設」とは、平成10年4月1日以後に設置する特定事業場(同日前から建設工事中のものを除く。)を示します。

注2 県生活環境の保全等に関する条例における「新設」とは、平成10年4月1日以後に設置した事業所(同日前から建設工事中のものを除く。)を示します。

表 I-2-4 BOD、COD、SSに関する基準（その4：東京湾流域に位置するし尿その他生活に起因する下水のみを排出し、201人槽以上500人槽以下の浄化槽を設置する事業所）

単位 (mg/L)

項目	水質汚濁防止法			県生活環境の保全等に関する条例	
	新設(注1)	新設以外		新設(注2)	新設以外
		合併処理(注3)	合併処理以外		
生物化学的酸素要求量(BOD)	40 [30]	80 [60]	120 [90]	40	130
化学的酸素要求量(COD)	40 [30]	80 [60]	120 [90]	40	130
浮遊物質(SS)	80 [60]	160 [120]	180 [140]	80	160

備考1 []内の値は、日間平均を示します。

備考2 水質汚濁防止法の生物化学的酸素要求量に係る基準は、海域以外の公共用水域に排出される排水について適用され、化学的酸素要求量に係る基準は海域に排出される排水について適用されます。

注1 水質汚濁防止法における「新設」とは、平成4年4月1日以後に設置する特定事業場(同日前から建設工事中のものを除く。)を示します。

注2 県生活環境の保全等に関する条例における「新設」とは、平成10年4月1日以後に設置した事業所(同日前から建設工事中のものを除く。)を示します。

注3 「合併処理」とは、し尿と併せて雑排水(炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い排出される水をいい、工場排水その他の特殊な排水を除く。)を処理するものを示します。

表 I-2-5 BOD、COD、SSに関する基準（その5：し尿その他生活に起因する下水のみを排出し、500人槽以下の浄化槽を設置する事業所（表1-2-4に該当するものを除く））

単位(mg/L)

項目	水質汚濁防止法	県生活環境の保全等に関する条例		
		全水域 (51人槽以上 500人槽未満)		全水域 (50人槽以下)
		新設 (注2)	新設 以外	
生物化学的酸素要求量(BOD)		40	130	130
化学的酸素要求量(COD)		40	130	130
浮遊物質(SS)		80	160	160

注 県生活環境の保全等に関する条例における「新設」とは、平成10年4月1日以後に設置した事業所（同日前から建設工事中のものを除く。）を示します。

表 I - 3 pH等に関する基準

項目	水質汚濁防止法								県生活環境の保全等に関する条例							
	甲水域(p1 参照)				乙水域 (p1 参照)		海域		甲水域(p1 参照)				乙水域 (p1 参照)		海域	
	水質保全湖沼		水質保全湖沼 以外の水域						水質保全湖沼		水質保全湖沼 以外の水域					
	新設 (注1)	新設 以外	新設 (注1)	新設 以外	新設 (注1)	新設 以外	新設 (注1)	新設 以外	新設 (注2)	新設 以外	新設 (注2)	新設 以外	新設 (注2)	新設 以外	新設 (注2)	新設 以外
水素イオン濃度[pH]	5.8以上 8.6以下	5.8以上 8.6以下	5.8以上 8.6以下	5.8以上 8.6以下	5.8以上 8.6以下	5.8以上 8.6以下	5.8以上 8.6以下	5.8以上 8.6以下	5.8以上 8.6以下	5.8以上 8.6以下 (注3)	5.8以上 8.6以下 (注3)	5.8以上 8.6以下 (注3)	5.8以上 8.6以下 (注3)	5.8以上 8.6以下 (注3)	5.8以上 8.6以下 (注3)	5.8以上 8.6以下 (注3)
大腸菌数 (cfu/mL)	[200]	[800]	[800]	[800]	[800]	[800]	[800]	[800]	[800]	200	800	800	800	800	800	800
ノルマルヘキサン抽出 物質(鉱油類)(mg/L)	3	3	3	5	5	5	5	5	3	3	3	5	5	5	5	5
ノルマルヘキサン抽出 物質(動植物油脂類) (mg/L)	3	3	3	5	5	10	5	10	3	3	3	5	5	10	5	10
外観									受け入れる水を著しく変化させるような色又は濁度を 増加させるような色又は濁りがないこと。							
臭気																

備考1 []内の値は、日間平均を示します。

備考2 廃棄物の最終処分場のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理施設の設置許可又は設置届出(平成4年7月の許可制度導入前に行われたもの)の対象でないもの(いわゆる旧処分場)については、県生活環境の保全等に関する条例の基準は適用されません。

注1 水質汚濁防止法における「新設」とは、昭和46年11月1日以後に設置する特定事業場(同日前から建設工事中のものを除く。)を示します。

注2 県生活環境の保全等に関する条例における「新設」とは、昭和46年9月11日以後に設置した事業所(同日前から建設工事中のものを除く。)をいう。ただし、廃棄物の最終処分場にあつては昭和62年9月10日以後に設置したもの(同日前から建設工事中のものを除く。)を示します。

注3 昭和49年12月1日において現にゆう出している温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。)を利用する事業場に係る排水については、水素イオン濃度に関する基準は適用されません。

表 I - 4 金属類等(生活環境項目)に関する基準

単位 (mg/L)

項目	水質汚濁防止法								県生活環境の保全等に関する条例							
	甲水域(p1 参照)				乙水域 (p1 参照)		海域		甲水域(p1 参照)				乙水域 (p1 参照)		海域	
	水質保全湖沼		水質保全湖沼以外の水域		新設 (注1)	新設 以外	新設 (注1)	新設 以外	水質保全湖沼		水質保全湖沼以外の水域		新設 (注2)	新設 以外	新設 (注2)	新設 以外
	新設 (注1)	新設 以外	新設 (注1)	新設 以外					新設 (注2)	新設 以外	新設 (注2)	新設 以外				
フェノール類	5	0.005	0.005	0.05	0.5	0.5	0.5	0.5	0.005	0.005	0.005	0.05	0.5	0.5	0.5	0.5
銅及びその化合物	1	1	1	1	1	3	1	3	1 (注3)	1 (注3)	1 (注3)	1 (注3)	1 (注3)	3 (注3)	1 (注3)	3 (注3)
亜鉛及びその化合物	1	1	1	1	1	<<3>> (注5)	1	<<3>> (注5)	1 (注3)	1 (注3)	1 (注3)	1 (注3)	1 (注3)	3 <2> <<3>> (注3, 4,5)	1 (注3)	3 <2> <<3>> (注3, 4,5)
鉄及びその化合物(溶解性のものに限る)	0.3	0.3	0.3	1	3	10	3	10	0.3 (注3)	0.3 (注3)	0.3 (注3)	1 (注3)	3 (注3)	10 (注3)	3 (注3)	10 (注3)
マンガン及びその化合物(溶解性のものに限る)	0.3	0.3	0.3	1	1	1	1	1	0.3 (注3)	0.3 (注3)	0.3 (注3)	1 (注3)	1 (注3)	1 (注3)	1 (注3)	1 (注3)
クロム及びその化合物	2	0.1	0.1	1	2	2	2	2	排出禁止 <0.1> (注6)	0.1 (注3)	0.1 (注3)	1 (注3)	2 (注3)	2 (注3)	2 (注3)	2 (注3)
ニッケル									0.3	0.3	0.3	1	1	1	1	1

備考1 「排出禁止」と記載されているものは、県生活環境の保全等に関する条例により、p6～7に記載する「特定業種」に該当する事業所において有害物質を製造し、使用し、処理し、又は保管する作業に係る排水の排出が禁止されていることを示します。

※条例の施行の際、現に有害物質の製造、使用等を行なっている場合には、当該規定が適用されない場合があります。

備考2 廃棄物の最終処分場のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理施設の設置許可又は設置届出(平成4年7月の許可制度導入前に行われたもの)の対象でないもの(いわゆる旧処分場)については、「排出禁止」と記載されている欄に係るものを除き、県生活環境の保全等に関する条例の基準は適用されません。

注1 水質汚濁防止法における「新設」とは、昭和46年11月1日以後に設置する特定事業場(同日前から建設工事中のものを除く。)を示します。

注2 県生活環境の保全等に関する条例における「新設」とは、昭和46年9月11日以後に設置した事業所(同日前から建設工事中のものを除く。)を示します。ただし、廃棄物の最終処分場にあつては昭和62年9月10日以後に設置したもの(同日前から建設工事中のものを除く。)を示します。

注3 昭和49年12月1日において現にゆう出している温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。)を利用する事業場に係る排水については、銅及びその化合物、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物、マンガン及びその化合物及びクロム及びその化合物に関する基準は適用されません。

注4 水質汚濁防止法に定める特定施設を設置する事業所については、亜鉛及びその化合物について<>内の基準が適用されます。

注5 電気めっき業に属する事業所については、亜鉛及びその化合物について<>内の基準が令和11年12月10日まで適用されます。また、電気めっき業に属する特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設については、当該処理施設に水を排出する特定事業場の属する業種に属するものとみなします。

注6 上記備考の「特定業種」に該当しない場合は、<>内の基準が適用されます。

表 I - 5 - 1 窒素及び磷に関する基準（その 1：東京湾流域の事業所）

単位 (mg/L)

項目	業種その他の区分	水質汚濁防止法		県生活環境の保全等に関する条例
		新設(注1)	新設以外	
窒素含有量	1 しょう油・食用アミノ酸製造業	60[30]	80[40]	
	2 食料品製造業(前項に掲げるものを除く。)	20[10]	30[15]	
	3 アンモニア製造業	60[30]	80[40]	
	4 その他の無機化学工業製品製造業(窒素又はその化合物を原料又は触媒として使用するものに限る。)	80[40]	100[50]	
	5 脂肪族系中間物製造業(窒素又はその化合物を原料として使用するものに限る。)	80[40]	100[50]	
	6 環式中間物・合成染料・有機顔料製造業(窒素又はその化合物を原料として使用するものに限る。)	100[50]	120[60]	
	7 合成ゴム製造業(窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものに限る。)	80[40]	100[50]	
	8 その他の有機化学工業製品製造業(窒素又はその化合物を原料として使用するものに限る。)	30[15]	40[20]	
	9 医薬品原薬製造業(窒素又はその化合物を原料として使用するものに限る。)	40[20]	50[40]	
	10 化学工業(3の項から前項までに掲げるものを除く。)	16[8]	20[10]	
	11 鉄鋼業(ステンレス硝酸酸洗工程を有するものに限る。)	80[40]	100	
	12 鉄鋼業(前項に掲げるものを除く。)	16[8]	20[10]	
	13 その他の非鉄金属第1次製錬・精製業	100[50]	120[60]	
	14 核燃料製造業	100[50]	120[60]	
	15 電気めっき業、溶融めっき業及びアルマイト加工業(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)	100[50]	120[60]	
	16 民生用電気機械器具製造業(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)	40[20]	60[30]	
	17 自動車・同附属品製造業(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)	40[20]	50[25]	
	18 製造業(1の項から前項までに掲げるものを除く。)	20[10]	40[20]	
	19 下水道業	20	30	
	20 し尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上のものに限る。)	20[10]	50[30] (注2)	
	21 産業廃棄物処分業(窒素又はその化合物を含む廃液を処分するものに限る。)	40[20]	80[60]	
	22 1の項から前項までに分類されないもの	30[20]	50[30]	
磷(りん)含有量	1 味素製造業	3[1.5]	16[8]	
	2 しょう油・食用アミノ酸製造業	3[1.5]	6[3]	
	3 植物油脂製造業(磷又はその化合物を脱ガム剤として使用するものに限る。)	3[1.5]	16[8]	
	4 そう(惣)菜製造業	3[1.5]	8[4]	
	5 食料品製造業(1の項から前項までに掲げるものを除く。)	2[1]	6[3]	
	6 脂肪族系中間物製造業(磷又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものに限る。)	8[4]	13	
	7 医薬品原薬製造業(磷又はその化合物を原料として使用するものに限る。)	2[1]	8[4]	

8	鉄鋼業	1[0.5]	2[1]
9	電気めっき業、溶融めっき業及びアルマイト加工業(燐又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)	2[1]	16[8]
10	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	1.5[1]	4[2]
11	民生用電気機械器具製造業(燐又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)	2[1]	12[6]
12	自動車・同附属品製造業(燐又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)	2[1]	16[8]
13	製造業(1の項から前項までに掲げるものを除く。)	2[1]	4[2]
14	下水道業	1	4
15	し尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上のものに限る。)	2[1]	8[4] (注2)
16	産業廃棄物処分業(燐又はその化合物を含む廃液を処分するものに限る。)	2[1]	8[4]
17	1の項から前項までに分類されないもの	4[2]	8[4]

備考1 []内の数値は、日間平均を示します。

備考2 新設以外の特定事業場で平成11年4月1日前において2以上の業種その他の区分に属する場合は、最大の許容限度のものを適用します。

備考3 新設以外の特定事業場で、平成11年4月1日以後に業種その他の区分が変更された場合は、平成11年4月1日時点の業種その他の区分に属するものとみなして基準を適用します。

備考4 新設の事業場で、2以上の業種その他の区分に属する場合は、最小の許容限度のものを適用します。

備考5 工場又は事業場に係る污水等を処理する特定事業場に係る排水については、処理する污水等を発生させた工場又は事業場の属する業種その他の区分に属するものとみなして基準を適用します。

注1 新設とは、平成11年4月1日(水質汚濁防止法施行令第1条の改正により新たに定められた特定施設に係る場合にあっては、当該特定施設が定められた日をいう。)以後に設置する特定事業場を示します。

注2 平成11年3月31日において設置されているし尿浄化槽(し尿のみを処理するもの(単独処理浄化槽)に限る。)のみを設置する特定事業場でし尿及び雑排水(炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い排出される水をいい、工場排水その他の特殊な排水を除く。)のみを排出するものからの排水については、基準は適用されません。

表 I-5-2 窒素及び燐に関する基準(その2: 相模湖、津久井湖、丹沢湖、宮ヶ瀬湖及び芦ノ湖流域の事業所)

単位(mg/L)

項目	水質汚濁防止法	県生活環境の保全等に関する条例
窒素含有量(注)	120[60]	
燐含有量	16[8]	

備考 []内の数値は、日間平均を示します。

注 この表に掲げる基準のうち、窒素含有量に係る基準は相模湖及び津久井湖流域の一般事業所に適用されます。

Ⅱ 一日あたりの排水量が 50 m³未満の一般事業所

表Ⅱ-1 有害物質に関する基準 (一般事業所)

「表Ⅰ-1 有害物質に関する基準 (一般事業所)」(p.4)を参照してください。

表Ⅱ-2-1 BOD、COD、SSに関する基準 (その1:一般事業所)

単位(mg/L)

項目	水質汚濁防止法	県生活環境の保全等に関する条例							
		甲水域(p1参照)				乙水域(p1参照)		海域	
		水質保全湖沼		水質保全湖沼以外の水域					
		新設(注1)	新設以外	新設(注1)	新設以外	新設(注1)	新設以外	新設(注1)	新設以外
生物化学的酸素要求量(BOD)		5	20	15	25	25	60	25	60
化学的酸素要求量(COD)		5	20	15	25	25	60	25	60
浮遊物質質量(SS)		15	50	35	70	70	90	70	90

備考 廃棄物の最終処分場のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理施設の設置許可又は設置届出(平成4年7月の許可制度導入前に行われたもの)の対象でないもの(いわゆる旧処分場)については、県生活環境の保全等に関する条例の基準は適用されません。

注 県生活環境の保全等に関する条例における「新設」とは、昭和46年9月11日以後に設置した事業所(同日前から建設工事中のものを除く。)をいう。ただし、廃棄物の最終処分場にあつては昭和62年9月10日以後に設置したもの(同日前から建設工事中のものを除く。)を示します。

表Ⅱ-2-2 BOD、COD、SSに関する基準 (その2:染色整理業に属する事業所)

単位(mg/L)

項目	水質汚濁防止法の排水基準								県生活環境の保全等に関する条例の排水基準							
	甲水域(p1参照)				乙水域(p1参照)		海域		甲水域(p1参照)				乙水域(p1参照)		海域	
	水質保全湖沼		水質保全湖沼以外の水域						水質保全湖沼		水質保全湖沼以外の水域					
	新設(注1)	新設以外	新設(注1)	新設以外	新設(注1)	新設以外	新設(注1)	新設以外	新設(注2)	新設以外	新設(注2)	新設以外	新設(注2)	新設以外	新設(注2)	新設以外
生物化学的酸素要求量(BOD)	5 [3]	20 [15]	15 [10]	25 [20]					5	20	15	25	25	60	25	60
化学的酸素要求量(COD)	5 [3]	20 [15]	15 [10]	25 [20]					5	20	15	25	25	60	25	60
浮遊物質質量(SS)	15 [5]	50 [35]	35 [20]	70 [40]					15	50	35	70	70	90	70	90

備考1 []内の値は、日間平均を示します。

備考2 水質汚濁防止法の生物化学的酸素要求量に係る基準は、湖沼及び海域以外の公共用水域に排出される排水について適用され、化学的酸素要求量に係る基準は、湖沼又は海域に排出される排水について適用されます。

注1 水質汚濁防止法における「新設」とは、昭和46年11月1日(水質汚濁防止法施行令第1条の改正により新たに定められた特定施設に係る場合にあつては、当該特定施設が定められた日をいう。)以後に設置する特定事業場(同日前から建設工事中のものを除く。)を示します。

注2 県生活環境の保全等に関する条例における「新設」とは、昭和46年9月11日以後に設置した事業所(同日前から建設工事中のものを除く。)をいう。

表Ⅱ-2-3 BOD、COD、SSに関する基準（その3：一日あたりの排水量が20 m³未満（設置時期が平成10年4月1日以前の事業所にあつては50 m³未満）のサービス業等に属する事業所及びし尿その他生活に起因する下水のみを排出し、50人槽以下の浄化槽のみを設置する事業所。）

単位 (mg/L)

項目	水質汚濁防止法	県生活環境の保全等に関する条例
生物化学的酸素要求量(BOD)		130
化学的酸素要求量(COD)		130
浮遊物質(SS)		160

備考1 「サービス業等に属する事業所」とは、日本標準産業分類に定める分類のうち、次に掲げる分類に係る業種をいいます。

- 1 製造業のうち、次に掲げる分類
 - (1) 食料品製造業
 - (2) 飲料・たばこ・飼料製造業のうち、次に掲げる分類を除いたもの
 - ア 管理、補助的経済活動を行う事業所(10 飲料・たばこ・飼料製造業)(イに係るものに限る。)
 - イ たばこ製造業
- 2 情報通信業のうち、次に掲げる分類を除いたもの
 - (1) 通信業
 - (2) 映像・音声・文字情報制作業のうち、次に掲げる分類
 - ア 管理、補助的経済活動を行う事業所(41 映像・音声・文字情報制作業)(イ及びウに係るものに限る。)
 - イ 新聞業
 - ウ 出版業
- 3 電気・ガス・熱供給・水道業のうち、次に掲げる分類
 - (1) 管理、補助的経済活動を行う事業所(33 電気業)((2)に係るものに限る。)
 - (2) 電気小売業
 - (3) 管理、補助的経済活動を行う事業所(34 ガス業)((4)に係るものに限る。)
 - (4) ガス小売業
- 4 運輸業、郵便業のうち、次に掲げる分類
 - (1) 管理、補助的経済活動を行う事業所(48 運輸に附帯するサービス業)((2)に係るものに限る。)
 - (2) レッカー・ロードサービス業
- 5 卸売業、小売業
- 6 不動産業、物品賃貸業のうち、次に掲げる分類
 - (1) 不動産賃貸業・管理業のうち、次に掲げる分類
 - ア 管理、補助的経済活動を行う事業所(69 不動産賃貸業・管理業)(イに係るものに限る。)
 - イ 駐車場業
 - (2) 物品賃貸業
- 7 学術研究、専門・技術サービス業
- 8 宿泊業、飲食サービス業
- 9 生活関連サービス業、娯楽業のうち、次に掲げる分類を除いたもの
 - (1) 管理、補助的経済活動を行う事業所(79 その他の生活関連サービス業)((2)に係るものに限る。)
 - (2) 旅行業
- 10 教育、学習支援業
- 11 医療、福祉
- 12 複合サービス事業(協同組合(他に分類されないもの)に限る。)
- 13 サービス業(他に分類されないもの)のうち、次に掲げる分類を除いたもの
 - (1) 管理、補助的経済活動を行う事業所(88 廃棄物処理業)((2)に係るものに限る。)
 - (2) 廃棄物処理業(廃棄物の最終処分場に係るものに限る。)

備考2 廃棄物の最終処分場のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理施設の設置許可又は設置届出(平成4年7月の許可制度導入前に行われたもの)の対象でないもの(いわゆる旧処分場)については、県生活環境の保全等に関する条例は適用されません。

表Ⅱ-2-4 BOD、COD、SSに関する基準（その4：し尿その他生活に起因する下水のみを排出し、51人槽以上、500人槽以下の浄化槽を設置する事業所）

単位(mg/L)

項目	水質汚濁防止法	県生活環境の保全等に関する条例	
		新設(注)	新設以外
生物化学的酸素要求量(BOD)		40	130
化学的酸素要求量(COD)		40	130
浮遊物質(SS)		80	160

注 県生活環境の保全等に関する条例における「新設」とは、平成10年4月1日以後に設置した事業所（同日前から建設工事中のものを除く。）を示します。

表Ⅱ-3 pH等に関する基準

項目	水質汚濁防止法	県生活環境の保全等に関する条例							
		甲水域(p1参照)				乙水域(p1参照)		海域	
		水質保全湖沼		水質保全湖沼以外の水域					
		新設(注1)	新設以外	新設(注1)	新設以外	新設(注1)	新設以外	新設(注1)	新設以外
水素イオン濃度[pH]	5.8以上 8.6以下	5.8以上 8.6以下 (注2)	5.8以上 8.6以下 (注2)	5.8以上 8.6以下 (注2)	5.8以上 8.6以下 (注2)	5.8以上 8.6以下 (注2)	5.8以上 8.6以下 (注2)	5.8以上 8.6以下 (注2)	5.8以上 8.6以下 (注2)
大腸菌数(cfu/mL)		200	800	800	800	800	800	800	800
ノルマルヘキサン抽出物質(鉱油類)(mg/L)		3	3	3	5	5	5	5	5
ノルマルヘキサン抽出物質(動植物油脂類)(mg/L)		3	3	3	5	5	10	5	10
外観		受け入れる水を著しく変化させるような色又は濁度を増加させるような色又は濁りがないこと。							
臭気		受け入れる水に臭気を帯びさせるようなものを含んでいないこと。							

備考 廃棄物の最終処分場のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理施設の設置許可又は設置届出（平成4年7月の許可制度導入前に行われたもの）の対象でないもの（いわゆる旧処分場）については、県生活環境の保全等に関する条例の基準は適用されません。

注1 県生活環境の保全等に関する条例における「新設」とは、昭和46年9月11日以後に設置した事業所（同日前から建設工事中のものを除く。）をいう。ただし、廃棄物の最終処分場にあつては昭和62年9月10日以後に設置したもの（同日前から建設工事中のものを除く。）を示します。

注2 昭和49年12月1日において現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。）を利用する事業場に係る排水については、水素イオン濃度に関する基準は適用されません。

表Ⅱ-4 金属類等（生活環境項目）に関する基準

単位 (mg/L)

項目	水質汚濁防止法	県生活環境の保全等に関する条例							
		甲水域(p1 参照)				乙水域 (p1 参照)		海域	
		水質保全湖沼		水質保全湖沼以外 の水域		新設 (注1)	新設 以外	新設 (注1)	新設 以外
		新設 (注1)	新設 以外	新設 (注1)	新設 以外				
フェノール類		0.005	0.005	0.005	0.05	0.5	0.5	0.5	0.5
銅及びその化合物		1 (注2)	1 (注2)	1 (注2)	1 (注2)	1 (注2)	3 (注2)	1 (注2)	3 (注2)
亜鉛及びその化合物		1 (注2)	1 (注2)	1 (注2)	1 (注2)	1 (注2)	3 <2> <<3>> (注2, 3,4)	1 (注2)	3 <2> <<3>> (注2, 3,4)
鉄及びその化合物 (溶解性のものに限る)		0.3 (注2)	0.3 (注2)	0.3 (注2)	1 (注2)	3 (注2)	10 (注2)	3 (注2)	10 (注2)
マンガン及びその化合物 (溶解性のものに限る)		0.3 (注2)	0.3 (注2)	0.3 (注2)	1 (注2)	1 (注2)	1 (注2)	1 (注2)	1 (注2)
クロム及びその化合物		排出禁止 <0.1> (注5)	0.1 (注2)	0.1 (注2)	1 (注2)	2 (注2)	2 (注2)	2 (注2)	2 (注2)
ニッケル		0.3	0.3	0.3	1	1	1	1	1

備考1 「排出禁止」と記載されているものは、県生活環境の保全等に関する条例により、p6～7に記載する「特定業種」に該当する事業所において有害物質を製造し、使用し、処理し、又は保管する作業に係る排水の排出が禁止されていることを示します。

※条例の施行の際現に有害物質の製造、使用等を行なっている場合には、当該規定が適用されない場合があります。

備考2 廃棄物の最終処分場のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理施設の設置許可又は設置届出（平成4年7月の許可制度導入前に行われたもの）の対象でないもの（いわゆる旧処分場）については、「排出禁止」と記載されている欄に係るものを除き、県生活環境の保全等に関する条例の基準は適用されません。

注1 県生活環境の保全等に関する条例における「新設」とは、昭和46年9月11日以後に設置した事業所（同日前から建設工事中のものを除く。）を示します。ただし、廃棄物の最終処分場にあつては昭和62年9月10日以後に設置したもの（同日前から建設工事中のものを除く。）を示します。

注2 昭和49年12月1日において現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。）を利用する事業場に係る排水については、銅及びその化合物、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物、マンガン及びその化合物及びクロム及びその化合物に関する基準は適用されません。

注3 水質汚濁防止法に定める特定施設を設置する事業所については、亜鉛及びその化合物について<>内の基準が適用されます。

注4 電気めっき業に属する事業所については、亜鉛及びその化合物について<<>>内の基準が令和11年12月10日まで適用されます。また、電気めっき業に属する特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設については、当該処理施設に水を排出する特定事業場の属する業種に属するものとみなします。

注5 上記備考の「特定業種」に該当しない場合は、<>内の基準が適用されます。

Ⅲ 旅館業に属する事業所に係る基準

表Ⅲ-1 有害物質に関する基準（旅館業）

単位(mg/L)

項目	水質汚濁防止法						県生活環境の保全等に関する条例					
	甲水域(p1 参照)				乙水域 (p1 参照)	海域	甲水域(p1 参照)				乙水域 (p1 参照)	海域
	水質保全湖沼		水質保全湖沼 以外の水域				水質保全湖沼		水質保全湖沼 以外の水域			
	新設 (注1)	新設 以外	新設 (注1)	新設 以外	新設 (注2)	新設 以外	新設 (注2)	新設 以外				
カドミウム及びその化合物	0.03	検出されないこと	検出されないこと	0.03	0.03	0.03	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	0.03	0.03	0.03
シアン化合物	1	0.5	1	0.5	1	1	0.5	0.5	0.5	0.5	1	1
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、EPN)	1	検出されないこと	検出されないこと	0.2	0.2	0.2	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	0.2	0.2	0.2
鉛及びその化合物	0.1	0.05	0.05 <0.1> (注3)	0.1	0.1	0.1	0.05	0.05	0.05 <0.1> (注3)	0.1	0.1	0.1
六価クロム化合物	0.2	0.02	0.02	0.2	0.2	0.2	0.02	0.02	0.02	0.2	0.2	0.2
砒素及びその化合物	0.1 (注4)	0.01 (注4)	0.01 <0.05> (注3,4)	0.1 (注4)	0.1 (注4)	0.1 (注4)	0.01 (注4)	0.01 (注4)	0.01 <0.05> (注3,4)	0.1 (注4)	0.1 (注4)	0.1 (注4)
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005
アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003
トリクロロエチレン	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
テトラクロロエチレン	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
ジクロロメタン	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
四塩化炭素	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
1,2-ジクロロエタン	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
1,1-ジクロロエチレン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
1,1,1-トリクロロエタン	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
1,1,2-トリクロロエタン	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06
1,3-ジクロロプロペン	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
チウラム	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06
シマジン	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
チオベンカルブ	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
ベンゼン	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
セレン及びその化合物	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
ほう素及びその化合物	10 <300> (注5)	10 <300> (注5)	10 <300> (注5)	10 <300> (注5)	10 <300> (注5)	230 <300> (注5)	10 <300> (注5)	10 <300> (注5)	10 <300> (注5)	10 <300> (注5)	10 <300> (注5)	230 <300> (注5)
ふっ素及びその化合物	(注6)						(注7)					
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物(注8)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1,4-ジオキサン	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5

注1 水質汚濁防止法における「新設」とは、昭和46年11月1日(水質汚濁防止法施行令第1条の改正により新たに定められた特定施設に係る場合にあつては、当該特定施設が定められた日をいう。)以後に設置する特定事業場(同日前から建設工事中のものを除く。)を示します。

注2 県生活環境の保全等に関する条例における「新設」とは、昭和49年12月1日以後に設置した事業所(同日前から建設工事中のものを除く。)を示します。

注3 平成7年2月1日前に設置されている事業所及び同日前から建設工事中の事業所については、鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物についてく>内の基準が適用されます。

注4 昭和49年12月1日において現にゆう出している温泉(温泉法第2条第1項に規定するものをいいます。以下同じ。)を利用する事業場については、砒素及びその化合物に関する排水基準は適用されません。

注5 温泉を利用する事業所については、ほう素及びその化合物についてく>内の基準が適用されます。なお、ほう素の源泉濃度が500mg/Lを超える温泉を利用する事業所については、水質汚濁防止法に係る基準として500mg/Lが適用されます。

注6 水質汚濁防止法に基づくふっ素及びその化合物に係る基準は当分の間次のとおりです。

	昭和49年12月1日において現にゆう出している温泉を利用する事業所		昭和49年12月1日以後にゆう出した温泉を利用する事業所		温泉を利用しない事業所					
	温泉(自然に湧出しているもの(掘削により湧出させたものを除く。この表において同じ。)を除く。)を利用する事業所	温泉(自然に湧出しているものに限る。)を利用する事業所	温泉(自然に湧出しているものを除く。)を利用する事業所	温泉(自然に湧出しているものに限る。)を利用する事業所	甲水域(p1参照)				乙水域(p1参照)	海域
					水質保全湖沼		水質保全湖沼以外の水域			
				新設(注1)	新設以外	新設(注1)	新設以外			
一日あたりの排水量が50m以上の事業所	30	50	15	15	8	0.8	0.8	8	8	15
一日あたりの排水量が50m未満の事業所	30	50	30	50	8	0.8	0.8<8>※	8	8	15

※平成14年7月1日前に設置されている事業所又は同日前から建設工事中の事業所については、く>内の基準が適用されます。

注7 県生活環境の保全等に関する条例に基づくふっ素及びその化合物に係る基準は当分の間次のとおりです。

昭和49年12月1日において現にゆう出している温泉を利用する事業所		昭和49年12月1日以後にゆう出した温泉を利用する事業所 または温泉を利用しない事業所					
温泉(自然に湧出しているもの(掘削により湧出させたものを除く。この表において同じ。)を除く。)を利用する事業所	温泉(自然に湧出しているものに限る。)を利用する事業所	甲水域(p1参照)				乙水域(p1参照)	海域
		水質保全湖沼		水質保全湖沼以外の水域			
		新設(注1)	新設以外	新設(注1)	新設以外		
30	50	0.8	0.8	0.8	8	8	15

注8 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物については、アンモニア性窒素に0.4を乗じたものと亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量で規制されます。

表Ⅲ－２－１ BOD、COD、SSに関する基準（その１：設置時期が昭和49年12月1日前であって、501人槽以上の浄化槽を設置する旅館業に属する事業所）

単位 (mg/L)

項目	水質汚濁防止法	県生活環境の保全等に関する条例
生物化学的酸素要求量(BOD)	40 [30]	40
化学的酸素要求量(COD)	40 [30]	40
浮遊物質(SS)	80 [60]	80

備考1 []内の値は、日間平均を示します。

備考2 水質汚濁防止法の生物化学的酸素要求量に係る基準は、湖沼及び海域以外の公共用水域に排出される排水について適用され、化学的酸素要求量に係る基準は、湖沼又は海域に排出される排水について適用されます。

備考3 旅館業に属する水質汚濁防止法の特定事業場のうち、旅館業に係る特定施設、飲食店の用に供する厨房施設、し尿処理施設以外の特定施設が設置されているものについては、一般事業所の基準が適用される場合がありますので、窓口に御相談ください。

表Ⅲ－２－２ BOD、COD、SSに関する基準（その２：一日あたりの排水量が100 m³以上の旅館業に属する事業所）

単位 (mg/L)

項目	水質汚濁防止法								県生活環境の保全等に関する条例							
	甲水域(p1参照)				乙水域(p1参照)		海域		甲水域(p1参照)				乙水域(p1参照)		海域	
	水質保全湖沼		水質保全湖沼以外の水域						水質保全湖沼		水質保全湖沼以外の水域					
	新設(注1)	新設以外	新設(注1)	新設以外	新設(注1)	新設以外	新設(注1)	新設以外	新設(注2)	新設以外	新設(注2)	新設以外	新設(注2)	新設以外	新設(注2)	新設以外
生物化学的酸素要求量(BOD)	5 [3]	40 [30]	20 [15]	90 [60]	25 [20]	90 [60]			5	40	20	90	25	90	25	90
化学的酸素要求量(COD)	5 [3]	40 [30]	20 [15]	90 [60]	25 [20]	90 [60]	25 [20]	90 [60]	5	40	20	90	25	90	25	90
浮遊物質(SS)	10 [7]	80 [60]	40 [30]	160 [120]	50 [40]	160 [120]	50 [40]	160 [120]	10	80	40	160	50	160	50	160

備考1 []内の値は、日間平均を示します。

備考2 水質汚濁防止法の生物化学的酸素要求量に係る基準は、湖沼及び海域以外の公共用水域に排出される排水について適用され、化学的酸素要求量に係る基準は、湖沼又は海域に排出される排水について適用されます。

備考3 旅館業に属する水質汚濁防止法の特定事業場のうち、旅館業に係る特定施設、飲食店の用に供する厨房施設、し尿処理施設以外の特定施設が設置されているものについては、一般事業所の基準が適用される場合がありますので、窓口に御相談ください。

注1 水質汚濁防止法における「新設」とは、昭和49年12月1日以後に設置する特定事業場(同日前から建設工事中のものを除く。)を示します。

注2 県生活環境の保全等に関する条例における「新設」とは、昭和49年12月1日以後に設置した事業所(同日前から建設工事中のものを除く。)を示します。

表Ⅲ-2-3 BOD、COD、SSに関する基準（その3：一日あたりの排水量が50㎡以上、100㎡未満の旅館業に属する事業所）

単位(mg/L)

項目	水質汚濁防止法								県生活環境の保全等に関する条例							
	甲水域(p1参照)				乙水域(p1参照)		海域		甲水域(p1参照)				乙水域(p1参照)		海域	
	水質保全湖沼		水質保全湖沼以外の水域		新設(注1)		新設(注1)		水質保全湖沼		水質保全湖沼以外の水域		新設(注2)		新設(注2)	
	新設(注1)	新設以外	新設(注1)	新設以外	新設(注1)	新設以外	新設(注1)	新設以外	新設(注2)	新設以外	新設(注2)	新設以外	新設(注2)	新設以外	新設(注2)	新設以外
生物化学的酸素要求量(BOD)	5 [3]	90 [60]	20 [15]	130 [100]	25 [20]	130 [100]			5	90	20	130	25	130	25	130
化学的酸素要求量(COD)	5 [3]	90 [60]	20 [15]	130 [100]	25 [20]	130 [100]	25 [20]	130 [100]	5	90	20	130	25	130	25	130
浮遊物質(SS)	10 [7]	160 [120]	40 [30]	200 [150]	50 [40]	200 [150]	50 [40]	200 [150]	10	160	40	200	50	200	50	200

備考1 []内の値は、日間平均を示します。

備考2 水質汚濁防止法の生物化学的酸素要求量に係る基準は、湖沼及び海域以外の公共用水域に排出される排水について適用され、化学的酸素要求量に係る基準は、湖沼又は海域に排出される排水について適用されます。

備考3 旅館業に属する水質汚濁防止法の特定事業場のうち、旅館業に係る特定施設、飲食店の用に供する厨房施設、し尿処理施設以外の特定施設が設置されているものについては、一般事業所の基準が適用される場合がありますので、窓口に御相談ください。

注1 水質汚濁防止法における「新設」とは、昭和49年12月1日以後に設置する特定事業場(同日前から建設工事中のものを除く。)を示します。

注2 県生活環境の保全等に関する条例における「新設」とは、昭和49年12月1日以後に設置した事業所(同日前から建設工事中のものを除く。)を示します。

表Ⅲ-2-4 BOD、COD、SSに関する基準（その4：設置時期が平成10年4月1日以後であって、一日あたりの排水量が20㎡以上50㎡未満の旅館業に属する事業所）

単位(mg/L)

項目	水質汚濁防止法の排水基準	県生活環境の保全等に関する条例の排水基準			
		甲水域(p1参照)		乙水域(p1参照)	海域
		水質保全湖沼	水質保全湖沼以外の水域		
生物化学的酸素要求量(BOD)		5	20	25	25
化学的酸素要求量(COD)		5	20	25	25
浮遊物質(SS)		10	40	50	50

表Ⅲ-2-5 BOD、COD、SSに関する基準（その5：表Ⅲ-2-1～表Ⅲ-2-4に該当しない旅館業に属する事業所）

単位(mg/L)

項目	水質汚濁防止法	県生活環境の保全等に関する条例
生物化学的酸素要求量(BOD)		130
化学的酸素要求量(COD)		130
浮遊物質(SS)		160 <200>(注)

注 一日あたりの排水量が 20 m³以上 50 m³未満の事業場から水質保全湖沼以外の水域に排出される排水については、< >内の基準が適用されます。

表Ⅲ-3-1 pH等に関する基準（その1：一日あたりの排水量が50 m³以上の旅館業に属する事業所）

項目	水質汚濁防止法					県生活環境の保全等に関する条例							
	甲水域(p1 参照)		水質保全湖沼以外 の水域	乙水域 (p1 参照)	海域	甲水域(p1 参照)				乙水域 (p1 参照)		海域	
	水質保全湖沼	新設 (注1)				新設 以外	水質保全湖沼	水質保全湖沼 以外の水域	新設 (注2)	新設 以外	新設 (注2)	新設 以外	新設 (注2)
	新設 (注1)	新設 以外	新設 (注2)	新設 以外	新設 (注2)	新設 以外	新設 (注2)	新設 以外	新設 (注2)	新設 以外	新設 (注2)	新設 以外	
水素イオン濃度 [pH]	5.8以上 8.6以下 (注3)	5.8以上 8.6以下 (注3)	5.8以上 8.6以下 (注3)	5.8以上 8.6以下 (注3)	5.8以上 8.6以下 (注3)	5.8以上 8.6以下 (注3)	5.8以上 8.6以下 (注3)	5.8以上 8.6以下 (注3)	5.8以上 8.6以下 (注3)	5.8以上 8.6以下 (注3)	5.8以上 8.6以下 (注3)	5.8以上 8.6以下 (注3)	5.8以上 8.6以下 (注3)
大腸菌数 (cfu/mL)	[200]	[800]	[800]	[800]	[800]	800	800	800	800	800	800	800	800
ノルマルヘキサン 抽出物質(鉱油 類)(mg/L)	5	5	5	5	5	3	3	3	5	5	5	5	5
ノルマルヘキサン 抽出物質(動植物 油脂類)(mg/L)	30	30	30	30	30	3	3	3	5	5	10	5	10
外観						受け入れる水を著しく変化させるような色又は濁度を増加させるような色又は濁りがないこと。							
臭気						受け入れる水に臭気を帯びさせるようなものを含んでいないこと。							

備考1 []内の値は、日間平均を示します。

備考2 旅館業に属する水質汚濁防止法の特定事業場のうち、旅館業に係る特定施設、飲食店の用に供する厨房施設、し尿処理施設以外の特定施設が設置されているものについては、一般事業所の基準が適用される場合がありますので、窓口に御相談ください。

注1 水質汚濁防止法における「新設」とは、昭和49年12月1日以後に設置する特定事業場(同日前から建設工事中のものを除く。)を示します。

注2 県生活環境の保全等に関する条例における「新設」とは、昭和49年12月1日以後に設置した事業所(同日前から建設工事中のものを除く。)を示します。

注3 昭和49年12月1日において現にゆう出している温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。)を利用する旅館業に属する事業所に係る排水については、水素イオン濃度に関する基準は適用されません。

表Ⅲ-3-2 pH等に関する基準（その2：一日あたりの排水量が50㎡未満の旅館業に属する事業所）

項目	水質汚濁防止法	県生活環境の保全等に関する条例							
		甲水域(p1 参照)				乙水域 (p1 参照)		海域	
		水質保全湖沼		水質保全湖沼 以外の水域					
		新設 (注1)	新設 以外	新設 (注1)	新設 以外	新設 (注1)	新設 以外	新設 (注1)	新設 以外
水素イオン濃度 [pH]		5.8以上 8.6以下 (注2)	5.8以上 8.6以下 (注2)	5.8以上 8.6以下 (注2)	5.8以上 8.6以下 (注2)	5.8以上 8.6以下 (注2)	5.8以上 8.6以下 (注2)	5.8以上 8.6以下 (注2)	5.8以上 8.6以下 (注2)
大腸菌数 (cfu/mL)		200	800	800	800	800	800	800	800
ノルマルヘキサン 抽出物質(鉱油 類)(mg/L)		3	3	3	5	5	5	5	5
ノルマルヘキサン 抽出物質(動植物 油脂類)(mg/L)		3	3	3	5	5	10	5	10
外観		受け入れる水を著しく変化させるような色又は濁度を増加させるような色 又は濁りがないこと。							
臭気		受け入れる水に臭気を帯びさせるようなものを含んでいないこと。							

注1 県生活環境の保全等に関する条例における「新設」とは、昭和49年12月1日以後に設置した事業所（同日前から建設工事中のものを除く。）を示します。

注2 昭和49年12月1日において現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。）を利用する旅館業に属する事業所に係る排水については、水素イオン濃度に関する基準は適用されません。

表Ⅲ-4-1 金属類等（生活環境項目）に関する基準（その1：一日あたりの排水量が50 m³以上の旅館業に属する事業所）

単位(mg/L)

項目	水質汚濁防止法	県生活環境の保全等に関する条例							
		甲水域(p1 参照)				乙水域(p1 参照)		海域	
		水質保全湖沼		水質保全湖沼以外の水域					
		新設(注1)	新設以外	新設(注1)	新設以外	新設(注1)	新設以外	新設(注1)	新設以外
フェノール類	5	0.005	0.005	0.005	0.05	0.5	0.5	0.5	0.5
銅及びその化合物	3 (注2)	1 (注2)	1 (注2)	1 (注2)	1 (注2)	1 (注2)	3 (注2)	1 (注2)	3 (注2)
亜鉛及びその化合物	2 (注2)	1 (注2)	1 (注2)	1 (注2)	1 (注2)	1 (注2)	2 (注2)	1 (注2)	2 (注2)
鉄及びその化合物 (溶解性のものに限る)	10 (注2)	0.3 (注2)	0.3 (注2)	0.3 (注2)	1 (注2)	3 (注2)	10 (注2)	3 (注2)	10 (注2)
マンガン及びその化合物 (溶解性のものに限る)	10 (注2)	0.3 (注2)	0.3 (注2)	0.3 (注2)	1 (注2)	1 (注2)	1 (注2)	1 (注2)	1 (注2)
クロム及びその化合物	2 (注2)	0.1 (注2)	0.1 (注2)	0.1 (注2)	1 (注2)	2 (注2)	2 (注2)	2 (注2)	2 (注2)
ニッケル		0.3	0.3	0.3	1	1	1	1	1

備考 旅館業に属する水質汚濁防止法の特定事業場のうち、飲食店の用に供する厨房施設、し尿処理施設以外の特定施設が設置されているものについては、一般事業所の基準が適用される場合がありますので、窓口にて御相談ください。

注1 県生活環境の保全等に関する条例における「新設」とは、昭和49年12月1日以後に設置した事業所（同日前から建設工事中のものを除く。）を示します。

注2 昭和49年12月1日において現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。）を利用する旅館業に属する事業所に係る排水については、銅及びその化合物、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物、マンガン及びその化合物及びクロム及びその化合物に関する基準は適用されません。

表Ⅲ－４－２ 金属類等（生活環境項目）に関する基準（その２：一日あたりの排水量が50㎡未満の旅館業に属する事業所）

単位(mg/L)

項目	水質汚濁防止法	県生活環境の保全等に関する条例							
		甲水域(p1 参照)				乙水域 (p1 参照)		海域	
		水質保全湖沼		水質保全湖沼 以外の水域					
		新設 (注1)	新設 以外	新設 (注1)	新設 以外	新設 (注1)	新設 以外	新設 (注1)	新設 以外
フェノール類		0.005	0.005	0.005	0.05	0.5	0.5	0.5	0.5
銅及びその化合物		1 (注2)	1 (注2)	1 (注2)	1 (注2)	1 (注2)	3 (注2)	1 (注2)	3 (注2)
亜鉛及びその化合物		1 (注2)	1 (注2)	1 (注2)	1 (注2)	1 (注2)	2 (注2)	1 (注2)	2 (注2)
鉄及びその化合物 (溶解性のものに限る)		0.3 (注2)	0.3 (注2)	0.3 (注2)	1 (注2)	3 (注2)	10 (注2)	3 (注2)	10 (注2)
マンガン及びその化合物 (溶解性のものに限る)		0.3 (注2)	0.3 (注2)	0.3 (注2)	1 (注2)	1 (注2)	1 (注2)	1 (注2)	1 (注2)
クロム及びその化合物		0.1 (注2)	0.1 (注2)	0.1 (注2)	1 (注2)	2 (注2)	2 (注2)	2 (注2)	2 (注2)
ニッケル		0.3	0.3	0.3	1	1	1	1	1

注1 県生活環境の保全等に関する条例における「新設」とは、昭和49年12月1日以後に設置した事業所（同日前から建設工事中のものを除く。）を示します。

注2 昭和49年12月1日において現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。）を利用する旅館業に属する事業所に係る排水については、銅及びその化合物、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物、マンガン及びその化合物及びクロム及びその化合物に関する基準は適用されません。

表Ⅲ－５－１ 窒素及び磷に関する基準（その１：東京湾流域の一日あたりの排水量が50 m³以上の旅館業に属する事業所）

単位 (mg/L)

項目	業種その他の区分	水質汚濁防止法		県生活環境の保全等に関する条例
		新設(注)	新設以外	
窒素含有量	し尿浄化槽（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上のものに限る。）を設置するもの	20[10]	50[30]	/
	上記以外のもの	30[20]		
磷含有量	し尿浄化槽（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上のものに限る。）を設置するもの	2[1]	8[4]	
	上記以外のもの	4[2]		

備考 []内の数値は、日間平均を示します。

注 新設とは、平成11年4月1日以後に設置する特定事業場（同日前から建設工事中のものを除く。）を示します。

表Ⅲ－５－２ 窒素及び磷に関する基準（その２：相模湖、津久井湖、丹沢湖、宮ヶ瀬湖及び芦ノ湖流域の一日あたりの排水量が50 m³以上の旅館業に属する事業所）

単位 (mg/L)

項目	水質汚濁防止法	県生活環境の保全等に関する条例
窒素含有量(注)	120[60]	/
磷含有量	16[8]	/

備考 []内の数値は、日間平均を示します。

注 この表に掲げる基準のうち、窒素含有量に係る基準は旅館業に属する事業所で、相模湖及び津久井湖流域の一日あたりの排水量が50m³以上のものに適用されます。

IV 畜舎に係る基準

表IV-1 有害物質に関する基準(畜舎^(注1))

単位(mg/L)

項目	水質汚濁防止法						県生活環境の保全等に関する条例
	甲水域(p1 参照)				乙水域(p1 参照)	海域	
	水質保全湖沼		水質保全湖沼以外の水域				
	新設(注2)	新設以外	新設(注2)	新設以外			
カドミウム及びその化合物	0.03	検出されないこと	検出されないこと	0.03	0.03	0.03	
シアン化合物	1	0.5	1	0.5	1	1	
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、EPN)	1	検出されないこと	検出されないこと	0.2	0.2	0.2	
鉛及びその化合物	0.1	0.05	0.05 <0.1> (注3)	0.1	0.1	0.1	
六価クロム化合物	0.2	0.02	0.02	0.2	0.2	0.2	
砒素及びその化合物	0.1	0.01	0.01 <0.05> (注3)	0.1	0.1	0.1	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	
アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	
ポリ塩化ビフェニル	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	
トリクロロエチレン	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	
テトラクロロエチレン	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	
ジクロロメタン	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	
四塩化炭素	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	
1,2-ジクロロエタン	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	
1,1-ジクロロエチレン	1	1	1	1	1	1	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	
1,1,1-トリクロロエタン	3	3	3	3	3	3	
1,1,2-トリクロロエタン	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	
1,3-ジクロロプロペン	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	
チウラム	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	
シマジン	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	
チオベンカルブ	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	
ベンゼン	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	
セレン及びその化合物	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	
ほう素及びその化合物	10	10	10	10	10	230	
ふっ素及びその化合物	8	0.8	0.8 <8> (注4)	8	8	15	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物(注5)	(注6)						
1,4-ジオキサン	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	

注1 ここでの畜舎は、次のいずれかの施設を設置するものに限ります。

- ・豚房施設(総面積が50㎡以上のもの)

- ・牛房施設（総面積が 200 m²以上のもの）
- ・馬房施設（総面積が 500 m²以上のもの）

注2 水質汚濁防止法における「新設」とは、昭和 46 年 11 月 1 日以後に設置する特定事業場（同日前から建設工事中のものを除く。）を示します。

注3 平成 7 年 2 月 1 日前に設置されている事業所又は同日前から建設工事中の事業所については、鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物について〈 〉内の基準が適用されます。

注4 平成 14 年 7 月 1 日前に設置されている事業所又は同日前から建設工事中の事業所であって、1 日あたりの平均的な排水の量が 50 m³未満である特定事業場については、ふっ素及びその化合物について〈 〉内の基準が適用されます。

注5 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物については、アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたものと亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量で規制されます。

注6 水質汚濁防止法に基づくアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物に係る基準は次のとおりです。

単位 (mg/L)	
施設の区分	排水基準
牛房施設	300
豚房施設	400
馬房施設、畜産サービス業等のサービス業の用に供する施設	100

表IV-2 BOD、COD、SSに関する基準（一日あたりの排水量が 50 m³以上の畜舎^(注)又は総面積が 300 m²以上の豚房施設若しくは 200 m²以上の牛房施設のみを設置する畜舎）

単位 (mg/L)		
項目	水質汚濁防止法	県生活環境の保全等に関する条例
生物化学的酸素要求量(BOD)	160 [120]	
化学的酸素要求量(COD)	160 [120]	
浮遊物質(SS)	200 [150]	

注 ここていう畜舎は、次のいずれかの施設を設置するものに限ります。

- ・豚房施設（総面積が 50 m²以上のもの）
- ・牛房施設（総面積が 200 m²以上のもの）
- ・馬房施設（総面積が 500 m²以上のもの）

備考1 []内の数値は、日間平均を示します。

備考2 水質汚濁防止法の生物化学的酸素要求量に係る基準は、湖沼及び海域以外の公共用水域に排出される排水について適用され、化学的酸素要求量に係る基準は、湖沼又は海域に排出される排水について適用されます。

表Ⅳ-3-1 pH等に関する基準（その1：一日あたりの排水量が50㎡以上の畜舎^(注1)）

項目	水質汚濁防止法					県生活環境の保全等に関する条例
	甲水域(p1 参照)			乙水域 (p1 参照)	海域	
	水質保全湖沼		水質保全湖沼 以外の水域			
	新設 (注2)	新設 以外				
水素イオン濃度[pH]	5.8 以上 8.6 以下	5.8 以上 8.6 以下	5.8 以上 8.6 以下	5.8 以上 8.6 以下	5.0 以上 9.0 以下	
大腸菌数 (cfu/mL)	[200]	[800]	[800]	[800]	[800]	
ノルマルヘキサン抽出物質(鉱油類) (mg/L)	5	5	5	5	5	
ノルマルヘキサン抽出物質(動植物油脂類) (mg/L)	30	30	30	30	30	

備考 []内の値は、日間平均を示します。

注1 ここでいう畜舎は、次のいずれかの施設を設置するものに限ります。

- ・豚房施設（総面積が50㎡以上のもの）
- ・牛房施設（総面積が200㎡以上のもの）
- ・馬房施設（総面積が500㎡以上のもの）

注2 水質汚濁防止法の排水基準における「新設」とは、昭和48年10月20日以後に設置する特定事業場(同日前から建設工事中のものを除く。)を示します。

表Ⅳ-3-2 pH等に関する基準（その2：一日あたりの排水量が50㎡未満であり、かつ総面積が300㎡以上の豚房施設又は200㎡以上の牛房施設のみを設置する畜舎^(注1)）

項目	水質汚濁防止法					県生活環境の保全等に関する条例
	甲水域(p1 参照)			乙水域 (p1 参照)	海域	
	水質保全湖沼		水質保全湖沼 以外の水域			
	新設 (注2)	新設 以外				
大腸菌数 (cfu/mL)	[200]	[800]	[800]	[800]	[800]	

備考 []内の値は、日間平均を示します。

注1 ここでいう畜舎は、次のいずれかの施設を設置するものに限ります。

- ・豚房施設（総面積が50㎡以上のもの）
- ・牛房施設（総面積が200㎡以上のもの）
- ・馬房施設（総面積が500㎡以上のもの）

注2 水質汚濁防止法の排水基準における「新設」とは、昭和48年10月20日以後に設置する特定事業場(同日前から建設工事中のものを除く。)を示します。

表Ⅳ－４ 金属類等（生活環境項目）に関する基準（一日あたりの排水量が50 m³以上の畜舎^(注)）

単位 (mg/L)

項目	水質汚濁防止法	県生活環境の保全等に関する条例
フェノール類	5	
銅及びその化合物	3	
亜鉛及びその化合物	2	
鉄及びその化合物(溶解性のものに限る)	10	
マンガン及びその化合物(溶解性のものに限る)	10	
クロム及びその化合物	2	

注 ここでいう畜舎は、次のいずれかの施設を設置するものに限ります。

- ・豚房施設（総面積が50 m²以上のもの）
- ・牛房施設（総面積が200 m²以上のもの）
- ・馬房施設（総面積が500 m²以上のもの）

表Ⅳ－５－１ 窒素及び燐に関する基準(その1:東京湾流域の一日あたりの排水量が50 m³以上の畜舎^(注1))

単位 (mg/L)

項目	水質汚濁防止法		県生活環境の保全等に関する条例
	新設 ^(注2)	新設以外	
窒素含有量	30[20]	50[30]	
燐含有量	4[2]	8[4]	

備考 []内の数値は、日間平均を示します。

注1 ここでいう畜舎は、次のいずれかの施設を設置するものに限ります。

- ・豚房施設（総面積が50 m²以上のもの）
- ・牛房施設（総面積が200 m²以上のもの）
- ・馬房施設（総面積が500 m²以上のもの）

注2 新設とは、平成11年4月1日以後に設置する特定事業場を示します。

表Ⅳ－５－２ 窒素及び燐に係る基準（その2:相模湖、津久井湖、丹沢湖、宮ヶ瀬湖及び芦ノ湖流域の一日あたりの排水量が50 m³以上の畜舎^(注1)）

単位 (mg/L)

項目	水質汚濁防止法	県生活環境の保全等に関する条例
窒素含有量 ^(注2)	120[60]	
燐含有量	16[8]	

備考 []内の数値は、日間平均を示します。

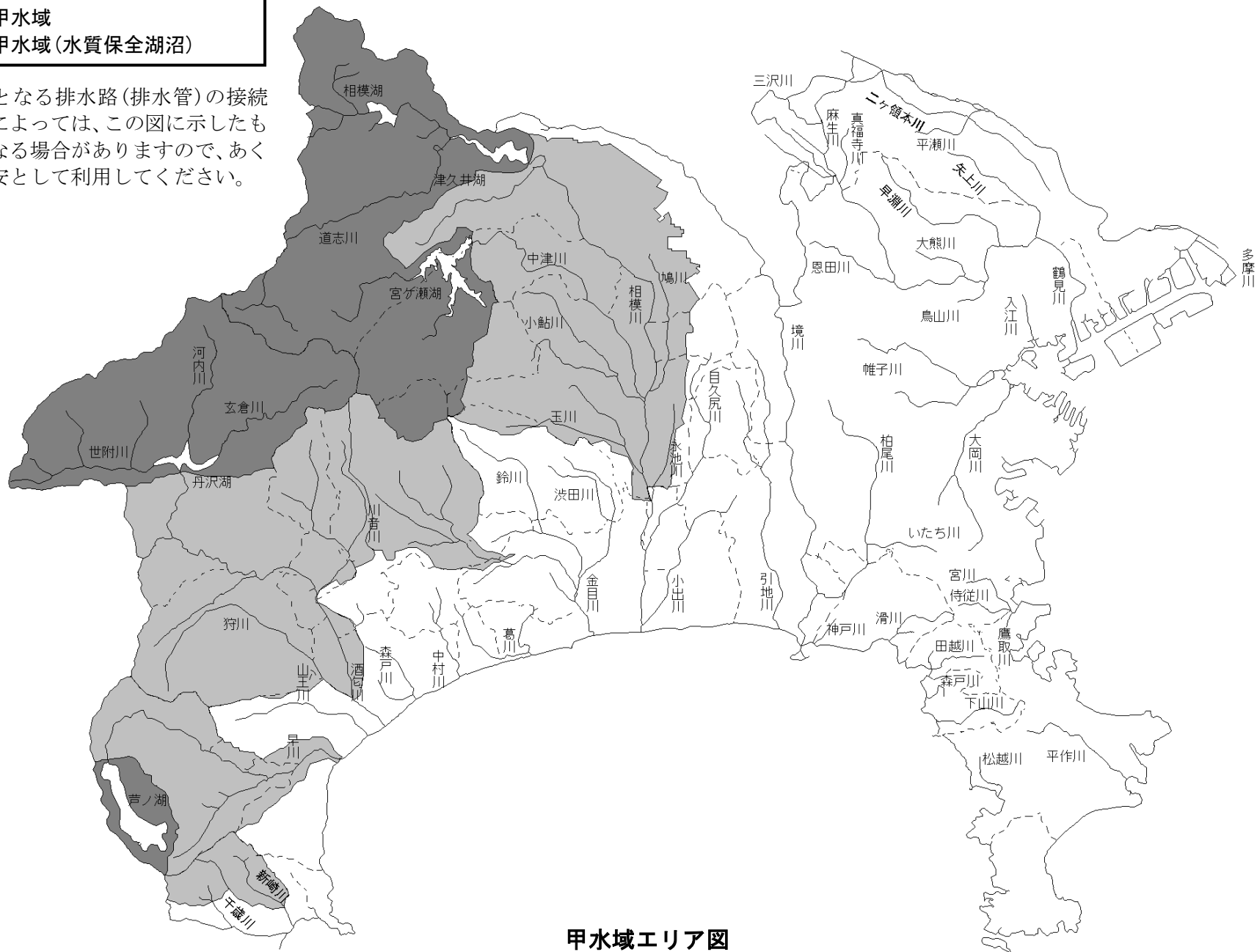
注1 ここでいう畜舎は、次のいずれかの施設を設置するものに限ります。

- ・豚房施設（総面積が50 m²以上のもの）
- ・牛房施設（総面積が200 m²以上のもの）
- ・馬房施設（総面積が500 m²以上のもの）

注2 この表に掲げる排水基準のうち、窒素含有量に係る基準は相模湖及び津久井湖流域の一日あたりの排水量が50 m³以上の畜舎に適用されます。

薄灰色：甲水域
 濃灰色：甲水域(水質保全湖沼)

※排出先となる排水路(排水管)の接続状況等によっては、この図に示したものと異なる場合がありますので、あくまで目安として利用してください。



甲水域エリア図